

入湯税特別徴収の手引き

群馬県 明和町

(令和7年4月)

入湯税の申告についてのお問い合わせ先及び申告書の提出先

〒370-0795

群馬県邑楽郡明和町新里 250 番地 1

明和町役場 税務課 入湯税担当

Tel : 0276-84-3111 FAX : 0276-84-3114

メールアドレス : zeimu@town.gunma-meywa.lg.jp

目次

第1	入湯税の概要・・・・・・・・・・	3
第2	入湯税のしくみ・・・・・・・・・・	5
第3	課税免除・・・・・・・・・・	6
第4	申告等の手続きについて・・	9
第5	更正の請求・・・・・・・・・・	11
第6	加算金・・・・・・・・・・	11
第7	延滞金・・・・・・・・・・	12
第8	税務調査・・・・・・・・・・	13
第9	参考 よくある質問・・・・・・・・	14
第10	明和町税条例（一部抜）・・	15
第11	様式集・・・・・・・・・・	16

○ はじめに

平素は、明和町税務行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

鉱泉浴場の経営者のみなさまには、この手引きをご覧になり、入湯税の徴収や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力くださいますようお願いいたします。

第1 入湯税の概要

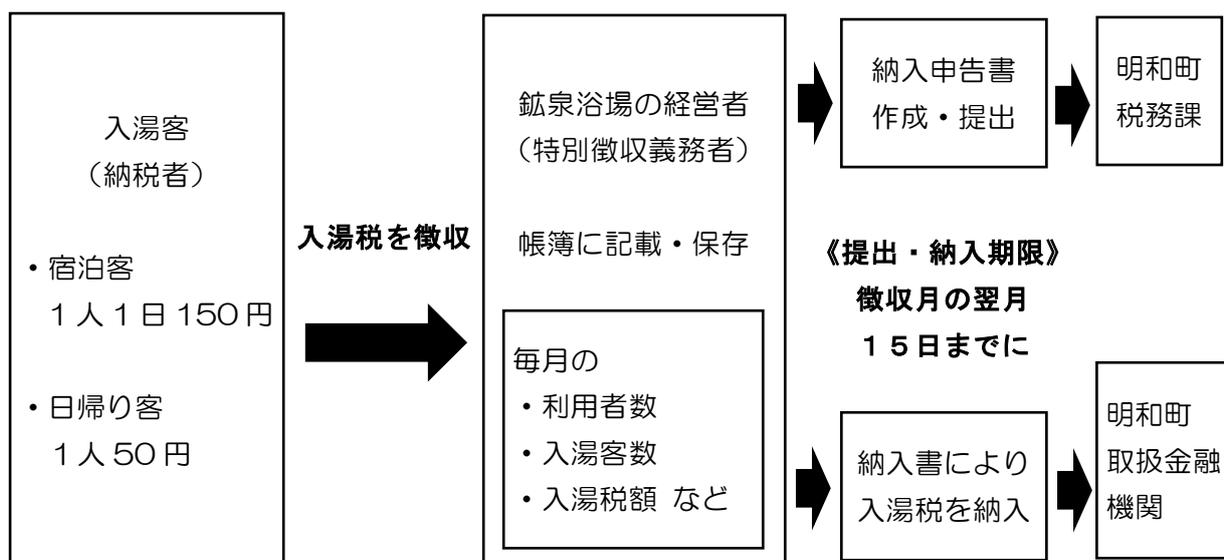
入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場において入湯される方に対し、課税するものです。

入湯税は、鉱泉浴場の経営者の方が、鉱泉浴場（温泉施設）を利用される方から徴収していただき、本町に申告納入していただく「特別徴収」の方法により行ってください。

1 制度の概要

項目	内容
納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）を利用される方
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ① 小学生以下の方 ② 共同浴場・一般公衆浴場（銭湯）を利用される方 ③ 町又は社会福祉法人が設置する施設を利用される方 ④ 自炊用の簡素な施設を利用される方 ⑤ 学校教育法（大学を除く。）が実施する修学旅行その他学校行事に参加している児童、生徒若しくは学生又はこれらの方を引率する方 ⑥ 町長が特に必要と認めた方
税率	<ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊客 1人1泊につき 150円 ② 日帰り客 日帰りの休憩について 50円 （宿泊を伴う場合は、1泊をもって1日とします。）
徴収の方法	特別徴収
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者の方
特別徴収の手続き	特別徴収義務者は、納税義務者から入湯税を徴収していただき、 <u>毎月15日までに前月分の施設利用者数、入湯客数、税額</u> その他必要な事項を記入した納入申告書を提出していただくとともに、徴収した入湯税額を本町に納入してください。
入湯税に係る経営申告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉱泉浴場を經營しようとする方は、經營を開始する前日までに、必要な事項を記入した經營申告書を本町に提出してください。 ② 提出した經營申告書の事項に異動が生じたときは、直ちにその旨を記入した經營申告書を本町に提出してください。
入湯税に係る帳簿の記載義務	特別徴収義務者（共同浴場、一般公衆浴場又は鉱泉浴場が設置された社会福祉施設の経営者は除く。）は、入湯客数など必要な事項を記載した帳簿を作成し、その帳簿は、1か月分の記載が完了した日から1年間保存してください。

【入湯税納入の流れ】



2 用語の説明

用語	説明
鉱泉浴場	原則として温泉法に規定する温泉を利用する浴場をいいます。 ただし、同法の温泉に類するもので、鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれます。
温泉	地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、温泉法第2条別表に定められた温度（摂氏25度以上）又は物質（総硫黄など）のうちいずれかを有するものをいいます。
共同浴場	業として経営される浴場ではないもので、マンション、寮等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。
一般公衆浴場	地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」等の浴場をいいます。
特別徴収	地方税の徴収について便宜を有する方を特別徴収義務者として指定し、その方に納税義務者が負担すべき税金を徴収していただき、その徴収すべき税金を納入していただくことをいいます。
入湯に要する費用	入館料、休憩料又は入湯料等の名称にかかわらず、鉱泉浴場を利用するために支払う料金のことをいいます。

第2 入湯税のしくみ

1 納税義務者

入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場（温泉施設）を利用される方です。

注） 鉱泉浴場が設置された宿泊施設では、原則として、宿泊者を鉱泉浴場の利用された方とみなして入湯税を課します。ただし、個々の宿泊者の鉱泉浴場の利用の有無を把握することができる場合は、利用していない方に対しては入湯税を課しません。

2 特別徴収義務者

明和町税条例第145条第1項の規定により、鉱泉浴場の経営者の方を特別徴収義務者に指定しています。

3 税率

宿泊客 1人1泊につき 150円

日帰り客 1人につき 50円

なお、宿泊を伴う場合には、1泊をもって1日となります。

※ 同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は1人1泊につき、日帰り客は1人につき1回、入湯税が課税されます。複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税の判断がされます。

4 入湯税の徴収方法

入湯税の徴収は、特別徴収の方法によって行ってください。

特別徴収義務者は、納税義務者から入湯税を徴収してください。

5 求償権

入湯税の納税義務者が特別徴収義務者に入湯税額を支払わなかった場合や、納税義務者から入湯税額を徴収することを忘れてしまった場合などは、特別徴収義務者は、その納税義務者に対して求償権を有します。

したがって、入湯税について申告・納入していただく際には、徴収できなかった入湯税額等を、徴収すべきであった日（鉱泉浴場の利用日）の入湯客数や納入金の額等を含めて申告・納入してください。

第3 課税免除

明和町税条例第142条に規定する、次のいずれかに該当する方は、入湯税の課税が免除されます。

1 小学生以下の方

12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方は課税が免除されます。

注) 外国人の観光客であっても、上記の年齢条件を満たしている場合は、課税が免除されます。

2 共同浴場又は一般公衆浴場に設置された鉱泉浴場を利用される方

共同浴場又は一般公衆浴場は、日常生活の上で必要な施設であることから、当該施設の利用者については課税が免除されます。

(1) 共同浴場

共同浴場とは、業として経営される浴場ではないもので、マンション、寮等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。

(2) 一般公衆浴場

一般公衆浴場とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯などの施設をいいます。

3 町又は社会福祉施設に設置された鉱泉浴場を利用される方

町又は社会福祉施設に設置された鉱泉浴場の利用は、保健衛生上の見地から日常生活上で必要であるため課税が免除されます。

(1) 社会福祉施設

社会福祉施設とは、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設（老人ホームやデイサービス施設等）をいいます。

4 自炊用の簡素な施設を利用される方

自炊用の簡素な施設は、奢侈的な施設でないため、当該施設の利用者については、課税免除されます。

(1) 自炊用の簡素な施設

自炊用の簡素な施設とは、食事の提供をしない簡素な旅館をいいます。

5 学校（大学を除く。）が実施する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの方を引率する方

学校（学校教育法第1条で規定する学校（大学を除く。）が実施する修学旅行その他の行事に参加している児童、生徒若しくは学生又は引率する方が対象となります。

(1) 学校

学校とは、具体的に、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及

び高等専門学校をいいます。

注) いわゆる専門学校(専修学校、各種学校等)や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても課税となります。

(2) 修学旅行その他の行事

修学旅行その他の行事とは、遠足や部活動などの学校教育上の観点から行われる行事をいいます。

(3) 引率する方

引率する方とは、引率を行う教師や部活動におけるコーチやスポーツトレーナーなどの学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする保護者や看護師等をいいます。

旅行業者の添乗員やカメラマン、スポーツ大会などの応援のために参加する保護者などは該当しません。

6 町長が特に必要と認める方(明和町税条例施行規則 令和7年4月1日施行)

- (1) 町内外を問わず発生した災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害とする。)から自主的に一時避難をして、入湯税特別徴収義務者の所有する施設(以下「入湯税課税対象施設」という。)に宿泊した方(以下「災害被災者」という。)又は復興支援活動に無償で参加した方(以下「災害ボランティア」という。)で自主的に入湯税課税対象施設に宿泊した方。

※ 「災害被災者」は、災害対策基本法で規定される災害において、り災証明書等により、被災したことが確認できる方を対象とします。また、「災害ボランティア」とは、災害ボランティア活動証明書等により、復興支援活動に無償で参加したことが確認できる方が対象となります。

※ 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害。

※ 災害被災者や災害ボランティアに対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に災害の名称、災害被災者と災害ボランティア別の人数、及び入湯日を記入するとともに、確認書類の写しを添付してください。

- (2) 日帰り入湯に要する費用として1,000円以下(消費税額を除く。)の料金で利用される方(宿泊利用者を除く。)

鉱泉浴場が設置された施設におきまして、日帰り入湯に要する費用として1,000円以下(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。以下同じです。)の料金で鉱泉浴場を利用する方は課税が免除されます。ただし、当該施設に宿泊される方については、入湯に要する費用が1,000円以下であっても課税となります。

入湯に要する費用とは、入館料、休憩料又は入湯料等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場を利用するために支払う料金のことをいいます。

詳細については次のとおりです。

ア 入湯行為以外の料金が含まれる場合

タオルや食事等が付いてくるセット料金等が設定されている場合は、入湯行為のみに対する料金が明示され、かつ、その料金で実際に施設が利用可能であるときは、その「入湯行為のみに対する料金」が入湯に要する費用となります。

なお、入湯行為のみに対する料金設定等がなく、セット料金等の設定しかない場合は、「そのセット料金等の金額」が入湯に要する費用となります。

【例１】入湯行為のみに対する料金設定がある場合

- | | |
|---|--------------------------------|
| { | ① 入湯行為＋タオルセット料金・・・・・・・・・1,200円 |
| | ② 入湯行為＋タオル＋食事セット料金・・・・2,200円 |
| | ③ 入湯行為のみに対する料金・・・・・・・・・ 900円 |

入湯行為のみに対する料金で鉱泉浴場の利用が可能であるため、③の料金が課税免除の適用となるかの判断基準となります。

この場合は、全ての料金設定で入湯税の課税が免除されます。

【例２】入湯行為のみに対する料金設定がない場合

- | | |
|---|--------------------------------|
| { | ① 入湯行為＋タオルセット料金・・・・・・・・・1,200円 |
| | ② 入湯行為＋タオル＋食事セット料金・・・・2,200円 |
| | ③ 入湯行為＋食事セット料金・・・・・・・・・1,700円 |

入湯行為のみの利用ができず、セット料金での利用しかできないため、利用された方が支払ったセット料金の額が課税免除の適用となるかの判断基準となります。

※この場合は、全ての料金設定で入湯税が課税されます。

イ 延長料金等の追加料金が発生する場合

延長料金等の追加料金が発生する場合は、「追加料金を含めた料金」が入湯に要する費用となります。

ウ 曜日又は期間によって利用料金が異なる場合

曜日又は期間（キャンペーン期間等）によって利用料金が異なる場合は、「利用する日の料金」が入湯に要する費用となります。

エ 割引券や無料券を使用する場合

割引券や無料券を使用する場合は、割引等適用後の「実際に支払う料金」が入湯に要する費用となります。

なお、無料券が施設利用前に売買されたものである場合は、その名称（「無料券」、

「優待券」など)にかかわらず、売買した際の金額を含んだ額で入湯に要する費用となります。

オ 回数券を利用する場合

回数券を利用する場合は、販売額を当初の利用可能回数で除して得た金額が入湯に要する費用となります。

【例】 $\left[\begin{array}{l} \text{利用料金（税抜）} \\ \text{1回の利用} \cdots \cdots \cdots 1,100\text{円} \\ \text{回数券（11枚綴り）} \cdots \cdots 10,000\text{円} \end{array} \right]$

回数券を利用してご利用される場合は、回数券1枚分の単価で判断します。

$10,000\text{円} \div 11\text{枚} = 1\text{枚あたり約}909\text{円}$

よって、入湯に要する費用が1,000円以下になり、課税免除の対象となります。

(3) 町内の宿泊を供する施設にある鉱泉浴場を利用される方

課税免除が認められた当該施設の利用者は、入湯税が課税免除されます。

町内の宿泊を供する施設が、町へ課税免除を申請する場合は、入湯税課税免除申請書（P16）を作成し、明和町長あてにご提出ください。

第4 申告等の手続きについて

鉱泉浴場の経営者は、入湯税について次の手続きが必要となります。

1 入湯税に係る経営申告書の提出

鉱泉浴場を経営しようとする方は、入湯税に係る経営申告書（P19）を作成し、経営を開始する日の前日までに明和町長あてにご提出ください。

なお、経営申告書を提出する際は次の書類を添付してください（入湯税を徴収していただく必要がある鉱泉浴場かどうかの確認に使用します。）。

＜添付書類＞

- 温泉利用許可書の写し
- 公衆浴場営業許可書の写し（鉱泉浴場が公衆浴場である場合）
- 旅館業営業許可書の写し（鉱泉浴場を備えたホテル、旅館又は簡易宿所である場合）
- 施設の利用料金がわかる書類

また、申告いただいた事項に異動が生じた場合は、直ちにその旨を記載した経営申告書をご提出ください。

2 入湯税に係る帳簿の作成

特別徴収義務者（共同浴場、一般公衆浴場（銭湯）又は鉱泉浴場が設置された社会福祉施設の経営者は除きます。）は、納税義務者から徴収した入湯税額について、入湯税に係る帳簿（P20）を1月ごとに作成し、その帳簿は閉鎖後（1か月分の記載が完了した日から）1年間保存してください。

【保存期間の例】

10月分（10月1日～31日分）の場合は、閉鎖日（10月31日）の翌日（11月1日）から1年後の10月31日までとなります。

3 納入申告書の提出及び入湯税の納入

前月中に納税義務者から徴収していただいた納入金につきまして、毎月15日までに納入申告書（P17）を作成し、ご提出いただくとともに納入金額を、金融機関等を通じて、納入書（P18）により納入してください。

(1) 納入申告書

毎月15日までに、前月分の入湯客数等の必要な事項を記入した納入申告書を明和町長あてご提出ください。

(2) 納入書

納入金については、毎月15日までに前月分の納入金額を金融機関等を通じて、納入書により納入してください。

この納入書は次に掲げる場所をご利用いただけます。

◎取扱金融機関

群馬銀行、足利銀行、東和銀行、館林信用金庫、桐生信用金庫
中央労働金庫、邑楽館林農業協同組合

◎明和町役場

4 提出先及びお問い合わせ先

(1) 郵便又は信書便での提出

下記宛先へ送付してください。申告書等の控用の返信を希望される場合は、返信用の封筒・切手を同封してください。ようお願いいたします。

なお、郵便又は信書便を利用された場合の提出日は、通信日付印の日付が提出日となります。

また、入湯税について、ご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

宛先及びお問い合わせ先

〒370-0795

群馬県邑楽郡明和町新里250番地 1

明和町役場 税務課 入湯税担当

電話：0276-84-3111

(2) 窓口での提出

窓口へお持ちいただく場合は、明和町役場でご提出いただけます。

第5 更正の請求

納入申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法令の規定に従っていなかったこと、又は計算に誤りがあったことにより、税額が過大である場合は、法定納期限から5年以内に限り更正の請求をすることができます。

入湯税における法定納期限は、明和町税条例第145条第3項で規定する入湯税を徴収すべき日の属する月の翌月の15日（以下「納入期限」といいます。）となります。

第6 加算金

1 過少申告加算金

提出期限内に申告書を提出した場合において、当該申告税額が過少であるため明和町長が税額を更正したときは、当該更正により増加した税額の10%相当額が本税とは別に過少申告加算金として課されます。

また、当該更正により増加した税額が、期限内に提出した申告書に係る税額又は50万円のいずれか高い方の金額を超える場合には、当該超える部分に対する過少申告加算金の割合は、15%となります。

2 不申告加算金

提出期限後に申告書を提出した場合や明和町長が税額を決定又は更正した場合等においては、納入すべき税額（決定したものに対する更正がある場合は、納付すべき税額の合計額）に対して、次の割合に相当する金額が本税とは別に不申告加算金として課されます。

【令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する月分】

ア 50万円以下の部分に相当する金額 15%

イ 50万円を超え300万円以下の部分に相当する金額 20%

ウ 300万円を超える部分に相当する金額 30%

なお、申告期限後における申告書の提出が、明和町長による税額の決定があることを

予知してされたものでないときは、上記に関わらず、不申告加算金の割合は5%となります。

3 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装したことによるものであるときは、重加算金（過少申告加算金に代えて35%、不申告加算金に代えて40%）が課されます。

4 不申告加算金及び重加算金にかかる加重措置

令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する月分について、対象の前年及び前々年の入湯税において、不申告加算金（町長による税額の決定又は更正があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。）又は重加算金（不申告加算金に代えて徴収した重加算金に限る。）が既に課されている場合、若しくは、不申告加算金又は重加算金に係る決定をすべきと認める場合には、それぞれ当該加算金の割合に10%が加算されます。

また、上記を除き、過去5年以内に不申告加算金（明和町長による税額の決定又は更正があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。）又は重加算金を徴収された者が、再び不申告等により不申告加算金（明和町長による更正又は決定があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。）又は重加算金を徴収することとなる場合には、それぞれ当該加算金の割合に10%が加算されます。

第7 延滞金

納期限後に納入される場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて延滞金がかかる場合があります。

なお、延滞金額は次に掲げる計算方法により算出してください。

【計算方法】

税額に年14.6%を上限として延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1%を加算した割合）に年7.3%を加算した割合を乗じて計算した金額（令和3年1月1日から納入の日までの期間分※）がかかります。

ただし、当該期間分のうち次に掲げる①また②の期間については、年7.3%を上限として延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合を乗じて計算した金額となります。

- ① 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- ② 納期限の翌日から地方税法第701条の10第1項（更正または決定処分）の納期限までの期間又は同項の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

※ 納期限の翌日から令和2年12月31日までの期間は、従前の特例基準割合によって計算した金額となります。

第8 税務調査

明和町では適正・公平な課税の確保及び公平な税負担を図る観点から、入湯税に関する調査を行っています。

調査に際しては、電話や文書などでお尋ねしたり、役場の職員が、顔写真付きの「徴税吏員証」を携帯して直接現地にお伺いし、入湯税に関する資料（帳簿等）の提示をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

なお、現地調査の前には、事前に文書等で調査のご依頼をさせていただきます。

第9 参考 よくある質問

Q1 日帰り利用施設をご利用された方から、浴場（お風呂場）は利用したけれど鉱泉（温泉）を使った浴槽には入っていないとの申出がありました。この場合、入湯税は課されますか。

A1 入湯税は、温泉を使った浴槽の利用の有無にかかわらず、鉱泉浴場（温泉を使用した浴槽を備えた浴場）を利用された方に入湯税が課税されます。

Q2 宿泊利用されている方から、病気や怪我などにより浴場を利用していないとの申出がありました。この場合、入湯税は課されますか。

A2 鉱泉浴場が設置された宿泊施設におきましては、原則として、宿泊者の方は鉱泉浴場を利用された方とみなして、入湯税が課されます。ただし、宿泊者の方個々の鉱泉浴場の利用の有無を把握することができる場合は、鉱泉浴場を利用していない方に対しては入湯税を課しません。

Q3 部活動の全国大会に参加するために高校生とその学校の先生のほか、応援に来られた保護者の方が宿泊利用されました。この場合、保護者の方は課税免除になるのでしょうか。

A3 学校等（大学は除く。）が実施する行事に参加している生徒や引率を行う学校関係者の方は入湯税の課税が免除されますが、応援に来られた保護者の方は、入湯税が課税されます。
詳しくは、P6をご覧ください。

Q4 日帰り利用される方で、利用料金が1,000円以下で利用した場合は課税免除になると聞いていますが、詳しく教えてください。

A4 鉱泉浴場を利用するために支払う料金が1,000円以下（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。）で日帰り利用される方は、入湯税の課税が免除されます。
詳しくは、P7をご覧ください。または、明和町役場 税務課までお問い合わせください。

第10 明和町税条例等（一部抜粋）

明和町税条例（一部抜粋）

（入湯税の納税義務者等）

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 12歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 町の福祉の向上を図るため、町又は社会福祉法人が設置する施設に入湯する者
- (4) 自炊用の簡素な施設に入湯する者
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学は除く。）に就学し、教育上の見地から当該学校の教職員が引率して行われる行事に参加する者及び当該行事における引率者
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めた者

（入湯税の税率）

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。ただし、日帰りの入湯客については、1人1日について、50円とする。

（入湯税の徴収の方法）

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第147条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 前各号に掲げるものを除くほか、町長が必要と認める事項

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

明和町税条例施行規則（一部抜粋）

（入湯税の課税免除）

第25条 条例第142条第6号の規定による課税免除者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）により被災し、又は自主的に一時避難した場合で特別徴収義務者の所有する施設に宿泊する者及び災害の復興支援活動に無償で参加した者で自主的に宿泊する場合
- (2) 日帰り客の利用に供される施設で、その利用料金が1,000円以下と定められているものに入湯する者
- (3) 町内の宿泊する施設で入湯する者（期間等）

第26条 課税免除の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1号に掲げる者 その入湯時

(2) 前条第2号に掲げる者 その入湯時

(3) 前条第3号に掲げる者 3年以内で町が課税免除者として認める期間

（課税免除の手続等）

第27条 前条第3号の適用を受ける場合は、当該鉱泉浴場の特別徴収義務者又は、その特別徴収義務者で構成する団体が、入湯税課税免除申請書（別記様式第25号）により、免除を受けようとする日の属する日の前々月末までに申請しなければならない。

2 前項の免除申請があつた場合は、町長は、免除が適当であると認めたときは、入湯税免除決議書（別記様式第26号）を作成し、当該免除申請者に入湯税免除決定通知書（別記様式第27号）を通知するものとする。

3 前条第3号の規定による課税免除の期間を延長する場合は、免除の期間満了1箇月前までに更新申請を行わなければならない。

別記様式第25号（第27条関係）

入湯税課税免除申請書

年 月 日

明和町長

（入湯税特別徴収義務者）

住 所

氏 名

電話番号

明和町税条例第142条第6号及び明和町税条例施行規則第26条第1項の規定に基づき、
入湯税課税免除を下記のとおり申請します。

記

鉱泉浴場の名称等	所在地	
	名 称	
責任者の氏名		
課税免除申請期間	年 月 日～	

入湯税納入申告書（ 年 月分）

明和町長 年 月 日

特別徴収義務者

住所（法人の場合は本店の所在地） （電話 ）

氏名（法人の場合は名称及び代表者）

鉱泉浴場の名称

明和町税条例第145条第3項の規定により、下記のとおり入湯税の納入について申告します。

入湯税納入明細書

日	宿泊者 (1人1日150円)		宿泊を伴わない者 (1人1日50円)		日	宿泊者 (1人1日150円)		宿泊を伴わない者 (1人1日50円)	
	課税標準 (人)	課税免除 (人)	課税標準 (人)	課税免除 (人)		課税標準 (人)	課税免除 (人)	課税標準 (人)	課税免除 (人)
1					17				
2					18				
3					19				
4					20				
5					21				
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11					27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				
16					月計	①		②	

課税標準 × 税率 = 税額	
宿泊者	① 人 × 150円 = ③
宿泊を伴わない者	② 人 × 50円 = ④

合計税額 ③+④

別記様式第31号(第29条関係)

群馬県 明和町	入湯税 領収証書	指 定 番 号
年 月 分		
(特別徴収義務者) 住所又は所在地及び氏名又は名称		
税 額		様
延 滞 金		
過少申告加算金		
不申告加算金		
重 加 算 金		
合 計		
納 期 限	年 月 日	
上記のとおり領収しました。 明和町会計管理者		
取りまとめ金融機関 群馬銀行館林支店	領 収 日 付	
(納 税 者 保 管)		

群馬県 明和町	入湯税 納入書	指 定 番 号
年 月 分		
(特別徴収義務者) 住所又は所在地及び氏名又は名称		
税 額		様
延 滞 金		
過少申告加算金		
不申告加算金		
重 加 算 金		
合 計		
納 期 限	年 月 日	
上記のとおり納入します。 明和町会計管理者		
取りまとめ金融機関 群馬銀行館林支店	領 収 日 付	
(金融機関又は郵便局保管)		

群馬県 明和町	入湯税 納入済通知書	指 定 番 号
年 月 分		
(特別徴収義務者) 住所又は所在地及び氏名又は名称		
税 額		様
延 滞 金		
過少申告加算金		
不申告加算金		
重 加 算 金		
合 計		
納 期 限	年 月 日	
上記のとおり通知します。 明和町会計管理者		
取りまとめ金融機関 群馬銀行館林支店	領 収 日 付	
(明 和 町 保 管)		

入 湯 税 経 営 申 告 書		
年 月 日		
(宛先) 明和町長		
住所 (所在地)		

氏名 (名称)		

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)		

<p>鉱泉浴場を経営するので、明和町税条例第147条の規定により次のとおり申告します。</p>		
経 営 者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	※法人の場合は、名称及び代表者氏名
	電話番号	()
	個人番号又は法人番号	
鉱 泉 浴 場 等 の 名 称	所在地	
	名称	
	電話番号	()
	責任者の氏名	
	利用形態	1 宿泊 2 日帰り
	浴室数	室 (温泉利用許可証の数)
営業許可年月日		年 月 日
営業開始年月日		年 月 日
添付資料		1 温泉利用許可証の写し 2 公衆浴場営業許可証の写し 3 旅館業営業許可証の写し 4 履歴事項全部証明書等の写し
備考		

入 湯 税 に 係 る 帳 簿

年 月 分

施設の名 称	宿 泊 利 用				日 帰 り 利 用				課税対象となる 入湯客数(人) (④+⑤) (④+⑤)	納入すべき 納入金の額 (円) (⑤×150)	
	当該施設の 利用者総数 (人) (①)	入湯客総数 (人) (②)	課税免除となる入湯客数(人)		課税対象となる 入湯客数(人) (②-③)	入湯客総数 (人) (②)	課税免除となる入湯客数(人)				課税対象となる 入湯客数(人) (②-③)
			修学旅行 その他学校行事 ⑦(※1)	小学生以下 ⑧(※2)			合計 ③ (⑦+⑧)	修学旅行 その他学校行事 ⑦(※1)			
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 学校(学校教育法第1条に規定する学校(大字を除く。))及び修学旅行の子どもらに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼児保育施設(以下「保育施設」という。))が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を対象とする者

※2 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

※3 入湯に要する費用として1,000円以下の料金(消費税額及び当該消費税額を課税原額に相当する額を除く。)を負担して入湯する者